

一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県高圧ガス流通保安協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、高圧ガスの販売、消費等流通業界における災害防止に関する自主保安教育、保安点検指導等を行うことにより、自主保安体制の確立と業界の健全な発展を図り、もって公共の安全の確保及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために、神奈川県内において次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの保安に関する教育及び研修に関する事業
- (2) 高圧ガスの消費事業所の保安点検指導に関する事業
- (3) 高圧ガスの容器管理対策に関する事業
- (4) 保安教育資料等の発行に関する事業
- (5) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この協会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員になろうとするものは、総会において別に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 3 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) この協会の名誉をき損し、又はこの協会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 4 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 5 総会における議決権の数は、正会員1名につき一個とする。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第13条 通常総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は総正会員の5分の1以上の正会員から会議の目的たる事項を示して会長に招集の請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の定足数)

第15条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選任する。

(総会の議決)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会における書面表決等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第15条、第17条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上25人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長、2人以上3人以内を副会長、1人を専務理事とし、8人以上12人以内を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事、監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、この協会の代表理事として理事会の決議により選任する。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、本協会の業務を執行する理事として理事会の決議により選任する。
- 4 監事はこの協会の理事を兼ねることができない。

(役員職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 会長は、この協会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この協会の常務を掌理する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この協会の常務を分掌する。
- 6 会長及び副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (3) 財産の状況又理事の業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会及び理事会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 役員が任期中に辞任又は解任された場合は次年度の通常総会の決議により後任者を選任する。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(相談役)

第 27 条 この協会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 相談役は、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(事務局)

第 28 条 この協会の事務を処理するために主たる事務所に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長 1 人その他の職員を若干名置き、事務局長については、理事会の議決を経て会長が任免し、事務局長以外の職員については会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により定める。

4 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類等を備え置く。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事、その他職員に関する名簿並びに履歴書

(4) 認定・許可・認可等及び登記に関する書類

(5) 総会及び理事会の議事に関する記録

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告書

(8) 事業報告書の附属明細書

(9) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類等

5 前項各号の書類等の備え置き及び閲覧については、法令の定めによる。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 29 条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決する。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算書類)

第39条 この協会の事業報告及び決算書類は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、その事業年度終了後3ヵ月以内に開催される通常総会の承認を得なければならない。

(基金)

第40条 この協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について通常総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第42条 この協会は、一般社団・財団法人法第148条の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の同意を得なければならない。

(残余財産の処分等)

第43条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第44条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第46条 この協会の事業を推進するため必要がある時は、理事会はその決議によって委員会を設置する事ができるものとする。

2 委員会の委員は、**会員**から理事会がその決議によって選任し、会長が委嘱する。

第11章 支部

(支部の設置)

第47条 第4条の事業の推進と地域会員相互の交流を図ることを目的とし、当該地区に居住し、または勤務先を有する会員を持って組織する支部を設置する。

2 支部の名称及び範囲は別途理事会において定める支部規約による。なお、支部活動の運営を統括する長は理事の中より理事会の決議を経て会長が選任し、委嘱を行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は河西哲男とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

制定：平成25年4月1日